

入構制限基準

【2021/6/9 改定】 改定部分赤字

下記に該当する場合は、大学への入構を禁止します。

対象：学生、教職員、外来者、すべての者

PCR 検査：抗原検査を含む。

入構制限条件

→入構制限期間

- ① マスクを着用していない人
- ② 登学前の検温（※）で体温 37.5℃以上、37.5℃未満でも自己の平熱と比べ高い場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症を疑う普段はない症状（咳、呼吸苦、倦怠感、嗅覚・味覚障害）がある場合（医療機関または新潟県新型コロナ受診・相談センターに相談してください。）
 - アおよびイの両方の条件を満たす、またはウまでの間
 - ア) 症状出現後、発症日を 0 日として少なくとも 8 日経過するまでの間
 - イ) 薬剤を服用していない状態で、症状消失した日を 0 日として少なくとも 3 日間
 - ウ) 感染対策長が入構を許可するまでの間※他の病因によることが明らかな場合を除く。
- ③ 新型コロナウイルス感染症と区別がつかない感染症症状（のどの痛み、頭痛、下痢）がある場合
 - 鎮痛薬や下痢止めを服用していない状態で、症状が消失するまで※他の病因によることが明らかな場合を除く。
- ④ 新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ⑤ 海外渡航者で、帰国日から 14 日経過するまでの間
- ⑥ 医師の指示により新型コロナウイルス感染症の PCR 検査対象となった場合
 - 検査結果が陰性でかつ発熱や症状が消失した日を 0 日として少なくとも 3 日間
- ⑦ 保健所の指示により感染者の濃厚接触者となった場合
 - 指示された自宅待機期間が終了するまでの間
- ⑧ 同居者に保健所の指示による濃厚接触者となった方がいる場合
 - 濃厚接触者となった方の自宅待機期間が終了するまでの間
- ⑨ ①～⑧以外において、感染対策長が、「新型コロナウイルス感染症に感染のおそれ」があると判断した方
 - A) 同居者が医師または保健所の指示による PCR 検査対象者（濃厚接触者ではないが行動歴から PCR 検査対象者となった等）になった場合
 - PCR 検査対象者の検査結果が判明するまでの間
 - B) 保健所の指示による濃厚接触者・PCR 検査対象者となった方（学生・教職員他）と濃厚な接触があったと大学が行動歴から特定した場合
 - PCR 検査対象者の検査結果が判明するまでの間
 - C) 医師以外の指示による（濃厚接触者ではないが保健所から指示された、大学やアルバイト先から要請されたなど）PCR 検査対象者になった場合
 - PCR 検査結果が判明するまでの間
 - D) その他
- ⑩ その他、インフルエンザや感染性胃腸炎（ノロウイルス等）など学校感染症による出席停止の場合

<http://www.n-seiryu.ac.jp/campuslife/health/>

※大学玄関のサーマルカメラに表示される温度は顔の表面温度であり、体温ではありません。
必ず登学前に自宅で体温を測定してください。わきの下で測定した体温を記入してください。

用語の補足説明

濃厚接触者：保健所から濃厚接触者と特定された方（濃厚接触者として PCR 検査を受ける場合も同じ）

濃厚接触者以外の PCR 検査対象者：

- ①医師の指示により PCR 検査を受ける方（感染症の症状があり医療機関を受診した場合など）
- ②医師以外の指示により PCR 検査を受ける方（濃厚接触者ではないが、保健所から指示された、大学やアルバイト先から PCR 検査を要請されたなど）

※実習先からの検査要請や、無症状であるが自費で PCR 検査を受ける場合は、入構制限の対象にならない。